

公益社団法人東京広告協会  
令和8年度 事業計画書

自：令和8年1月1日  
至：令和8年12月31日

## 令和8年度事業計画

令和7年度は、収入面においては、中期的な会員減少に歯止めを打つべく、新規会員獲得プロジェクトを立ち上げ、33名の新規会員の皆様にご参加いただくと同時に、現会員の皆様のご協力を賜り、会費の改定を行うことにより、安定した収入源を確保できる状況になりました。一方で、実施事業に関しては、品質向上に取り組み、好評をいただいている「広告未来塾」や、「特別講演会」など、予定を超える応募をいただいたのはじめ、配信事業や、協会報のWEB化などに取り組んできました。また、オフィス移転に伴う予算を計上し、引っ越し業務も予定通り完了、新オフィスでの業務を稼働させました。

令和8年度は、広告界そして会員のみなさまから、サステナブルで、かつ存在を期待される協会をめざして、「次世代広告人材の育成」に主眼をおき夫々の活動を進めていきます。

「広告未来塾」では、個別課題のフィードバックなどによる2WAYコミュニケーションの実施、また全広連への配信事業の取り組みなどによる価値向上に取り組めます。

「特別講演会」は次世代の人たちが興味を持つ講演者の選定や開催手法の検討を進めます。

また、未来の産業界を担う学生に対しても、「大学生広告制作講座」「大学生意識調査」により、広告業務の楽しさ、奥深さを経験してもらうことや、学校で使われる教科書の広告関連記述の適正化のための「学校教科書広告関連記述調査」の活動など、中学生から大学生まで一貫して、広告に対する正しい理解と、興味好意を持ってもらえるような活動を推進していきます。また、全広連の主軸団体として、全広連と業務委託契約を結び、全広連活動全般を運営してまいります。

# 令和8年度事業計画書

(自：令和8年1月1日、至：令和8年12月31日)

公益社団法人東京広告協会は、公益社団法人全日本広告連盟をはじめとする関係諸機関・団体との連携のもと、総務、業務、広報、法務政策の各委員会の企画・立案により、広告の社会的使命を推進することを通して、一般市民の文化的な生活の向上、公正かつ自由な経済活動の促進及び地域社会の健全な発展に資することを目的に、以下の事業を展開する。

## 1. 情報提供

### (1) 特別講演会（業務委員会）（定款第4条第1項）

令和8年度も引き続き『次世代育成』を念頭におき、広告界の若手が関心を持つような、異業種の「次世代代表」（2,30歳代）と「人生の先輩」（40歳代以上）のスピーカーを選定して、対談形式にて行う。あわせてPR活動も、チラシ・ポスター掲出を中心に積極的に活用して、事業の認知・集客アップにつなげていく。開催は年1回、若手世代が参加しやすいように夜開催とする。

## 2. 研究会及び講座等（定款第4条第2項）

### (1) 大学生意識調査（広報委員会）

首都圏の広告・マーケティング担当教授のゼミ学生による大学生意識調査プロジェクトチームが実施する「大学生意識調査」へ指導を行う。講師は、会員会社の第一線マーケティング・プランナーの協力を得て、調査テーマの選定から、実査、プレス発表まで、同プロジェクトが実施する一連の活動をサポートし、学生にマーケティング・リサーチの手法を学んでもらう。活動結果は、調査報告書としてまとめ、マスコミ等に公表の上、WEBサイトでも情報提供を行っていく。次世代の広告人材育成の活動として、春から秋にかけて実施する。

### (2) 大学生広告制作講座（広報委員会）

首都圏のインターカレッジで組織される大学広告研究会の学生を対象に、そのクリエイティブ・スキル向上を目的に、会員会社の第一線クリエイターが広告制作の基本を指導する。会員が所属する広告主企業より提供された商品を制作課題として、

専門家による指導を参考に、大学生自ら制作するプロセスを体験することを通してスキルを身につけてもらう。次世代の広告人材育成の活動として、春から夏にかけて実施する。

### (3) 広告未来塾（業務委員会）

9期目を迎える広告未来塾は、東京広告協会事業の中でも参加者の評判も高く、収益事業としても柱の事業となっている。引き続き、講義の模様をコンテンツとして「全広連広告大学」向けにも提供します。次期も継続開催するとともに、参加者にとって学び以上に成長できる場として、業界垣根を超えたネットワークづくりの場にも発展できるように取組んでいく。

## 3. 調査研究及び資料収集（定款第4条第3項）

### (1) 「広告法規マニュアル」の発行（法務政策委員会）

広告関連諸法規の新設、改変に伴う解説をはじめ、実務に密着したテーマを選定し、日常の広告業務におけるコンプライアンス（遵法）に役立つ広告法規の手引書を適時作成し、WEBサイト上に掲載し、広く一般にも公開する。

### (2) 「広告等法規・行政情報」の発行（法務政策委員会）

消費者庁による景品表示法を中心に、広告関係の法律・法規の動向を収集し、WEBサイト上に掲載し広く一般に公開する。

### (3) 学校教科書広告関連記述調査（法務政策委員会）

次年度から使用される、文部科学省により検定済みの学校教科書における広告関連記述の調査を行い、広告の役割・機能に対する誤解や偏見に基づく記述がないか調査を行う。記述改善の必要を認めた場合は、上部団体である全広連と連携して改善要望活動を行い、教科書発行会社との相互理解を図っていく。要望を行った場合は要望書をWEBサイト上に掲載し、広く一般にも公開する。

## 4. 普及啓発（定款第4条第4項）

### (1) 高等学校教諭に対する広告研修会（広報委員会）

公民科・社会科、商業科を中心とした東京都内の高校教諭を対象に、学校の教育指導に役立ててもらうために、広告及び広告を取り巻く社会環境に関するトピック

ス等、各界の専門家から話を聞く研修会を実施する。高校教諭を通して、未来を担う高校生に対し、広告や広告を取り巻く社会環境に関する正しい知識の普及を図り、広告コミュニケーションの在り方に関する土台を形成する。研修の成果がどのように授業に活かされているかをヒアリングしながら、冬に実施する。

## (2) 「東京広告協会 白川 忍賞」(総務委員会)

会員社及び一般を対象に、広告の発展、向上に広く貢献した業績ならびに活動を行った個人またはグループを「東京広告協会 白川 忍賞」贈賞規程にもとづき、顕彰する。表彰された業績・活動を見本として後に続く者を生み出すことを通して、広告の社会的使命が促進されることを目的とする。選考結果は、協会報及びWEBサイト上で公表する。

## 5. 全日本広告連盟及び同連盟加盟各地協会への協力 (定款第4条第5項)

### (1) 全広連負担金 (総務委員会)

広告の社会的使命の促進を目的とする全国的・国際的団体である全広連の構成団体として、全広連が実施する講座・顕彰・助成事業等公益事業の財源のために負担金を支払い支援する。

### (2) 全広連運営及び加盟各地広告協会への協力 (四委員会)

上部団体である全広連との業務委託契約に基づき、その法人管理も含む全ての事務局業務を処理すると共に、中核協会として同連盟及び同連盟が加入するAFAA (アジア広告協会連盟) の公益目的事業に参加・協力する。

## 6. 関係官公庁、関係団体との協力、連絡及び交流 (定款第4条第6項)

### (1) 関係官公庁等への要望活動 (法務政策委員会)

広告に係る法・政策に関して、必要に応じて関係団体と連携・協力して、関係官公庁等に対して要望書を提出する。要望書を提出した場合には、要望内容をWEBサイトで公表する。

## (2) 関係官公庁への協力活動（法務政策委員会）

関係官公庁から法・政策に関して周知協力の要請を受けた場合には、これに協力し、周知を図る。具体的には、当該情報を協会報及びWEBサイトに掲載する。

## (3) 関係団体との協力、連携（四委員会）

関係団体と日常的に情報を交換・交流し、連携を図る。これを基盤として各種事業を展開する。

## 7. 情報発信（定款第4条第7項）

### (1) 「東京広告協会報」の発行（広報委員会）

東京広告協会の活動報告としても重要なPR活動と位置付けている広報事業。令和5年度よりWEBマガジン化し、会員がいつでもどこでも閲覧できるように発行形態を変更している。協会HPにもリンクを貼り、非会員も閲覧可能にする。年4回（1, 4, 7, 10月）の発行で、記事の内容は、巻頭の会員インタビューをメインとして、各種セミナー等の協会活動の実施報告を行っていく。

会報内では、トップインタビュー登場者に若手向けのメッセージを寄せてもらう等、若手人材に向けた働きかけを継続していく。

新入会員社について、ご紹介・ご挨拶原稿をいただき、HPのトップページより閲覧できるよう掲載を行う。

### (2) WEBサイト等による情報発信（広報委員会）

WEBサイト上で、協会の基本データの情報公開及び協会報、講演会・セミナー関係、各種の調査結果、要望活動等の事業内容を紹介する。会員はじめ広く一般に向けたサイトの情報発信内容（コンテンツ）の充実に努める。

### (3) 「法政マガジン」の発行（法務政策委員会）

法政委員会勉強会で学んだ知見を広く会員の皆様に届けることを目的に、東京広告協会報の増刊号の位置づけとして法政マガジンを発行すると同時に、委員会メンバーのコラムなど含め、情報発信を行っていく。

## 8. その他

### (1) 事業計画案及び収支予算案の策定（総務委員会）

東京広告協会の事業計画立案、及び収支予算案に関する基本計画を策定する。

**(2) 事業及び収支決算の検証（総務委員会）**

諸事業の実施状況の確認と収支決算状況の検証を行う。

**(3) 入退会の審査（総務委員会）**

入会、退会、及び会員変更に関する審査を行う。

**(4) 協会組織の強化ならびに会員増強の施策など（総務委員会）**

協会組織、財政基盤の強化を図り手段を講じ、業務・広報・法務政策の3委員会ならびに理事会との連携を図ると同時に、新規入会を含む会員増強を図る。

**(5) 勉強会の実施（法務政策委員会）**

広告法規のみならず、広告業界における問題意識や関心のあるテーマについて委員自ら学ぶと同時に、学んだ知見などを、「勉強会レポート」「委員コラム」として東京広告協会会員、広く一般に「発信」することにより、広告界の健全な発展に寄与していく。